

平成24年3月23日

第2370号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



■ 目 次 ■

告 示

- 生活保護法による介護機関の指定（139・福祉政策課）……………1
- 都市計画の変更による送付図書の縦覧（140、141・都市計画課）……………2
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定（142・河川砂防課）……………2
- 土砂災害警戒区域の指定（143・河川砂防課）……………4
- 建設業の許可の取り消し（144・山本地域振興局総務企画部）……………5

公 告

- 土地改良区役員の住所及び氏名の変更の届出（秋田地域振興局農林部）……………5
- 土地改良区の定款変更の認可（由利地域振興局農林部）……………5
- 土地改良区の役員の退任の届出（雄勝地域振興局農林部）……………5
- 土地改良区の定款変更の認可（雄勝地域振興局農林部）……………6

教育委員会告示

- 秋田県指定有形文化財（建造物）の指定（5）……………6
- 秋田県指定有形文化財（彫刻）の指定（6）……………6
- 秋田県指定有形文化財（考古資料）の指定（7）……………6
- 秋田県指定有形文化財（歴史資料）の指定（8）……………6
- 秋田県指定史跡の指定（9）……………7
- 秋田県指定有形民俗文化財の追加指定（10）……………7

選挙管理委員会告示

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（31）……………7
- 各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（32）……………7
- 政治団体の設立の届出（33）……………8
- 政治団体の届出事項に異動があった旨の届出（34）……………8
- 政治団体の解散の届出（35）……………9
- 政治団体の収支に関する報告書（36）……………9
- 公職の候補者の資金管理団体の異動の届出（37）……………9
- 政治団体の収支に関する報告書（38）……………10

告 示

秋田県告示第139号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第54条の2第1項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定に基づき、告示する。

平成24年3月23日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

| 名 称 | 開設者氏名又は名称 | 所 在 地 | サービスの種類 | 指定年月日 |
|--------------|-------------|------------------|-----------------------|-----------|
| ショートステイたんぼぼ | 株式会社ケアフルN&Y | 能代市落合字下釜谷地148番地2 | 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護 | 平成24年3月1日 |
| たんぼぼケアマネセンター | 株式会社ケアフルN&Y | 能代市落合字下釜谷地148番地2 | 居宅介護支援事業 | 平成24年3月1日 |

| | | | | |
|---------------------|----------------|-----------------------|-----------------------------|------------|
| 小規模多機能型居宅介護事業所「松峰園」 | 株式会社松峰園 | 能代市落合字落合72番地1 | 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護 | 平成24年2月15日 |
| 元気でねットデイサービスセンター | 有限会社元気でねット | 大仙市横堀字杉下114-1 | 通所介護、介護予防通所介護 | 平成24年2月1日 |
| ショートステイけやきの森 | 株式会社ファーストエーティー | 南秋田郡五城目町富津内下山内字奈良崎1-4 | 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護 | 平成24年3月1日 |
| ショートステイさくら | 株式会社共生 | 山本郡三種町浜田字砂崎144 | 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護 | 平成24年3月1日 |

秋田県告示第140号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、秋田市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年3月23日

秋田県知事 佐竹敬久

1 縦覧に供すべき図書

秋田都市計画下水道（秋田市公共下水道（秋田地域））の変更の総括図及び計画書

2 縦覧場所

秋田市山王四丁目1番1号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第141号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、秋田市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年3月23日

秋田県知事 佐竹敬久

1 縦覧に供すべき図書

河辺都市計画下水道（秋田市公共下水道（河辺地域））の変更の総括図及び計画書

2 縦覧場所

秋田市山王四丁目1番1号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第142号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定するので、第6条第4項及び第8条第4項の規定に基づき、公示する。

平成24年3月23日

秋田県知事 佐竹敬久

| 区 域 名 | 区 域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項 |
|-------|--------------------------|---------------------|-----------------------|
| 堅田 | 由利本荘市赤田字泉野及び猫沢（次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり |
| 二タ又 | 由利本荘市赤田字肥作及び田ノ沢（次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | |
| 山王2号 | 由利本荘市赤田字坂ノ上及び堅田（次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | |

| | | |
|-------|---------------------------------|---------|
| 藤四郎沢 | 由利本荘市赤田字藤四郎沢及び高森（次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 山王1号 | 由利本荘市赤田字坂ノ上及び堅田（次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 坂ノ下1号 | 由利本荘市赤田字坂ノ下（次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 元ノ下 | 由利本荘市赤田字元ノ下（次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 後田1号 | 由利本荘市赤田字元ノ下、後田及び五十刈（次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 後田2号 | 由利本荘市赤田字後田（次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 二タ又2号 | 由利本荘市赤田字二タ又及び砥切場（次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 二タ又4号 | 由利本荘市赤田字肥作及び餅田ノ沢（次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 二タ又1号 | 由利本荘市赤田字肥作及び田ノ沢（次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 二タ又3号 | 由利本荘市赤田字十二柳及び砥切場（次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 藤代1号 | 由利本荘市藤崎字藤ヶ崎、後谷地、藤代及び水林（次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 岩野越 | 由利本荘市赤田字岩野越（次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 坂ノ上 | 由利本荘市赤田字坂ノ上及び山王（次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 五十刈 | 由利本荘市赤田字五十刈及び山王（次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 坂ノ下2号 | 由利本荘市赤田字坂ノ下（次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 大平1号 | 由利本荘市赤田字大平、銅沢及び古館（次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 後田 | 由利本荘市赤田字後田（次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 堅田沢1 | 由利本荘市赤田字堅田、泉野、岩野越及び猫沢（次の図のとおり） | 土石流 |
| 肥作沢 | 由利本荘市赤田字肥作及び餅田ノ沢（次の図のとおり） | 土石流 |
| 吉十郎の沢 | 由利本荘市赤田字肥作及び田ノ沢（次の図のとおり） | 土石流 |
| 満吉沢 | 由利本荘市赤田字肥作及び田ノ沢（次の図のとおり） | 土石流 |
| 二タ又沢 | 由利本荘市赤田字十二柳及び砥切場（次の図のとおり） | 土石流 |
| 坂巻沢 | 由利本荘市赤田字坂巻、砥切場及び後田（次の図のとおり） | 土石流 |
| 古館沢 | 由利本荘市赤田字元ノ下、後田及び五十刈（次の図のとおり） | 土石流 |
| 坂の下沢2 | 由利本荘市赤田字坂ノ下（次の図のとおり） | 土石流 |
| 坂の下沢3 | 由利本荘市赤田字五十刈及び山王（次の図のとおり） | 土石流 |
| 坂の下沢4 | 由利本荘市赤田字藤四郎沢、坂ノ下及び高森（次の図のとおり） | 土石流 |
| 猫沢1 | 由利本荘市赤田字泉野及び猫沢（次の図のとおり） | 土石流 |
| 木の浦山 | にかほ市金浦字木の浦山（次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 金浦1号 | にかほ市金浦字上林及び浄光寺（次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |

| | | |
|--------|-----------------------------------|---------|
| 木の浦山1号 | にかほ市金浦字木の浦山及び浜ノ田（次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 浜の田 | にかほ市金浦字浜の田並びに同市飛字飛ヶ崎及び蕨田（次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 上林 | にかほ市金浦字上林（次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |

「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を建設交通部河川砂防課、由利地域振興局建設部及び関係市に備え置いて縦覧に供する。

秋田県告示第143号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定するので、同条第4項の規定に基づき、公示する。

平成24年3月23日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

| 区 域 名 | 区 域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|--------|---|---------------------|
| 竜巻 | 由利本荘市石脇字竜巻（次の図のとおり） | 土石流 |
| 彦助ノ沢 | 由利本荘市赤田字堅田、泉野、岩野越及び猫沢（次の図のとおり） | 土石流 |
| 藤代沢2 | 由利本荘市藤崎字藤代、寺ノ沢及び後谷地（次の図のとおり） | 土石流 |
| 大平沢 | 由利本荘市赤田字大平、銅沢、古館及び大谷地（次の図のとおり） | 土石流 |
| 坂の下沢1 | 由利本荘市赤田字後田（次の図のとおり） | 土石流 |
| 山王沢 | 由利本荘市赤田字山王及び坂ノ上（次の図のとおり） | 土石流 |
| 堅田沢2 | 由利本荘市赤田字堅田及び岩野越（次の図のとおり） | 土石流 |
| 堅田沢3 | 由利本荘市赤田字堅田及び岩野越（次の図のとおり） | 土石流 |
| 塞ノ神 | 大仙市内小友字ザラメキ（次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 峰吉川 | 大仙市協和峰吉川字峰吉川、前田、中沢下及び中沢平七沢（次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 峰吉川1号 | 大仙市協和峰吉川字峰吉川、滝沢出口及び中沢平七沢（次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 新丁 | 大仙市協和峰吉川字高見、西窪及び水上沢葎沢（次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 半仙1号 | 大仙市協和峰吉川字半仙、南明谷地、西明谷地及び葎沢（次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 中ノ沢 | 大仙市協和峰吉川字中沢下、中沢、地藏田、前田及び根岸（次の図のとおり） | 急傾斜地の崩壊 |
| 大桃沢 | 大仙市内小友字桃ノ沢（次の図のとおり） | 土石流 |
| 諏訪沢 | 大仙市内小友字中山（次の図のとおり） | 土石流 |
| ザラメキ沢1 | 大仙市内小友字ザラメキ（次の図のとおり） | 土石流 |
| ザラメキ沢 | 大仙市内小友字ザラメキ、塞ノ神、中山、田ノ沢及び堂ノ前（次の図のとおり） | 土石流 |
| 内小友沢21 | 大仙市内小友字ザラメキ及び塞ノ神（次の図のとおり） | 土石流 |
| 中沢 | 大仙市協和峰吉川字峰吉川、中沢下、中沢及び中沢平七沢（次の図のとおり） | 土石流 |
| 峰吉川沢1 | 大仙市協和峰吉川字峰吉川、滝沢出口、水上沢葎沢及び中沢平七沢（次の図のとおり） | 土石流 |

| | | |
|--------|--|-----|
| 水上沢葎沢 | 大仙市協和峰吉川字峰吉川、高見、寺ノ下、滝沢出口、水上沢葎沢及び中沢平七沢（次の図のとおり） | 土石流 |
| 峰吉川沢3 | 大仙市協和峰吉川字西窪、高見、丁田、八田及び水上沢葎沢（次の図のとおり） | 土石流 |
| 西窪沢 | 大仙市協和峰吉川字西窪、南明谷地、葎沢及び水上沢葎沢（次の図のとおり） | 土石流 |
| 半仙沢1 | 大仙市協和峰吉川字半仙（次の図のとおり） | 土石流 |
| 半仙沢2 | 大仙市協和峰吉川字半仙（次の図のとおり） | 土石流 |
| 小平沢中段沢 | 大仙市協和峰吉川字半仙（次の図のとおり） | 土石流 |
| 峰吉川沢2 | 大仙市協和峰吉川字峰吉川、高見、寺ノ下、宮田、丁田、前田及び水上沢葎沢（次の図のとおり） | 土石流 |

「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を建設交通部河川砂防課及び関係地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

秋田県告示第144号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年3月23日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 処分をした年月日

平成24年3月14日

2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

伊藤内装

山本郡三種町鶴川字西本田76番地10

伊 藤 信 秋

秋田県知事許可（般-18）第011657号

3 処分の内容

内装仕上工事業に係る一般建設業許可の取り消し

4 処分の原因となった事実

平成24年3月14日付けで内装仕上工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、昭和土地改良区から次のとおり役員の住所及び氏名の変更の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成24年3月23日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

住所及び氏名の変更

変更前 潟上市昭和豊川龍毛字塩辛田26番地 川上 孝

秋田市金足大清水字大清水台65番地 渡辺 一作

変更後 潟上市昭和豊川竜毛字塩辛田26番地 川上 孝

秋田市金足大清水字大清水台65番地 渡邊 一作

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、本荘東由利土地改良区から申請があった定款変更について、平成24年3月13日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成24年3月23日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、雄勝郡山田五ヶ村堰土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成24年3月23日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

退任監事の住所及び氏名
湯沢市山田字樋ノ口45番地

加 藤 和 彦

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、羽後町土地改良区から申請があった定款変更について、平成24年3月14日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成24年3月23日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

教 育 委 員 会 告 示

秋田県教育委員会告示第5号

秋田県文化財保護条例（昭和50年秋田県条例第41号）第4条第1項の規定により、次の有形文化財を秋田県指定有形文化財（建造物）に指定する。

平成24年3月23日

秋田県教育委員会委員長 佐 藤 一 成

| 名 称 | 員数 | 所 在 地 | 所有者 |
|----------|----|----------------|-----|
| 旧工藤家住宅主屋 | 1棟 | 小坂町小坂字中小坂62番地1 | 小坂町 |

秋田県教育委員会告示第6号

秋田県文化財保護条例（昭和50年秋田県条例第41号）第4条第1項の規定により、次の有形文化財を秋田県指定有形文化財（彫刻）に指定する。

平成24年3月23日

秋田県教育委員会委員長 佐 藤 一 成

| 名 称 | 員数 | 所 在 地 | 所有者 |
|----------|----|-------------|-----|
| 銅造地藏菩薩立像 | 1軀 | 鹿角市八幡平字大里40 | 大徳寺 |

秋田県教育委員会告示第7号

秋田県文化財保護条例（昭和50年秋田県条例第41号）第4条第1項の規定により、次の有形文化財を秋田県指定有形文化財（考古資料）に指定する。

平成24年3月23日

秋田県教育委員会委員長 佐 藤 一 成

| 名 称 | 員数 | 所 在 地 | 所有者 |
|-----------|----|----------------------------------|-----|
| 戸平川遺跡出土土面 | 3点 | 秋田市金足鳩崎字後山52番地 秋田県立博物館 | 秋田県 |
| 地方遺跡出土土面 | 1点 | 秋田市四ツ小屋小阿地字坂ノ下23番地2 四ツ小屋遺物収蔵庫 | 秋田市 |

秋田県教育委員会告示第8号

秋田県文化財保護条例（昭和50年秋田県条例第41号）第4条第1項の規定により、次の有形文化財を秋田県指定有形文化財（歴史資料）に指定する。

平成24年3月23日

秋田県教育委員会委員長 佐 藤 一 成

| 名 称 | 員数 | 所 在 地 | 所有者 |
|------------------------|-----|----------------------------|--------|
| 藤倉神社石製狛犬 | 1対 | 秋田市山内字藤倉8番地 | 藤倉神社 |
| 八幡神社石製狛犬 | 1対 | 由利本荘市松ヶ崎字宮ノ腰27番地 | 八幡神社 |
| 金刀比羅神社石製狛犬 | 1対 | 秋田市土崎港中央六丁目1番2号 | 金刀比羅神社 |
| 鈴木空如筆法隆寺金堂 壁画模写及び下絵 | 77点 | 大仙市太田町太田字新田尻3番4 太田文化プラザ | 大仙市 |

秋田県教育委員会告示第9号

秋田県文化財保護条例（昭和50年秋田県条例第41号）第34条第1項の規定により、次の記念物を秋田県指定史跡に指定する。

平成24年3月23日

秋田県教育委員会委員長 佐藤 一成

| 名 称 | 所 在 地 | 所有者 |
|-------|--------------------------|--------|
| 安藤昌益墓 | 大館市二井田字贅ノ里31番墓地内のうち3.49㎡ | 大館市、個人 |

秋田県教育委員会告示第10号

秋田県文化財保護条例（昭和50年秋田県条例第41号）第26条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる秋田県指定有形民俗文化財に同表中欄に掲げる文化財を追加して指定し、記載事項を同表右欄のように改める。

平成24年3月23日

秋田県教育委員会委員長 佐藤 一成

| 左 欄 | | 中 欄 | 右 欄 | | |
|---------|---------------|--------------------|------|---|--|
| 名 称 | 指定年月日 | | 員数 | 所 在 地 | 所有者又は管理責任者 |
| 阿仁マタギ用具 | 昭和34年 1月7日 | 道具・ 文書等 142点 | 268点 | 北秋田市阿仁根子、阿仁打当、 阿仁比立内、 阿仁打当仙北渡道上ミ66番地1 北秋田市ふるさとセンター (マタギ資料館)、 阿仁根子字根烈5-1 根子児童館 | 北秋田市、個人、 (株)マタギの里観光開発、 北秋田市教育委員会 |

選挙管理委員会告示

秋選管告示第31号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第81条及び第86条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりであるので告示する。

平成24年3月23日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中 伸一

50分の1の数 18,341

3分の1の数（選挙権を有する者の総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

219,505

秋選管告示第32号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりであるので告示する。

平成24年3月23日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中 伸一

選挙区別

| | |
|--------|--------|
| 秋田市 | 89,084 |
| 能代市山本郡 | 25,955 |
| 横手市 | 27,721 |
| 大館市 | 22,183 |
| 男鹿市 | 9,412 |
| 湯沢市雄勝郡 | 20,171 |
| 鹿角市鹿角郡 | 11,465 |

| | |
|----------|--------|
| 由利本荘市 | 23,808 |
| 潟上市 | 9,598 |
| 大仙市仙北郡 | 31,466 |
| 北秋田市北秋田郡 | 11,313 |
| にかほ市 | 7,615 |
| 仙北市 | 8,436 |
| 南秋田郡 | 7,454 |

秋選管告示第33号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、平成24年2月1日から同月29日までの間に次の政治団体から設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、告示する。

平成24年3月23日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

1 その他の政治団体

イ 国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称 | 代表者氏名 | 会計責任者氏名 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日 |
|-----------|---------|---------|-------------------|------------|
| 寺嶋修後援会 | 寺 嶋 修 | 寺 嶋 郁 子 | 鹿角郡小坂町小坂鉦山字古館9-16 | 平成24年2月1日 |
| 中村房司後援会 | 佐々木 晴 男 | 中 村 憲 吾 | 雄勝郡羽後町貝沢字貝沢4 | 平成24年2月13日 |
| 藤原要司後援会 | 高 橋 昭 作 | 大 庭 一 | 雄勝郡羽後町林崎字槻の前42 | 平成24年2月16日 |
| 齋藤晋後援会 | 渡 邊 誠 一 | 渡 辺 正 志 | 南秋田郡五城目町字下夕町57番地 | 平成24年2月17日 |
| 佐々木仁茂後援会 | 小 玉 京 蔵 | 千 田 寛 | 南秋田郡五城目町小池字森山下76 | 平成24年2月17日 |
| 藤原かずひこ後援会 | 藤 原 和 彦 | 藤 原 博 子 | 雄勝郡羽後町字屋敷添4番地1 | 平成24年2月23日 |

秋選管告示第34号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定により、平成24年2月1日から同月29日までの間に次の政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、告示する。

平成24年3月23日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

1 政党

| 政治団体の名称 | 異動事項 | 内 容 | | 届出年月日 |
|-----------------|-----------|---------|---------|------------|
| | | 新 | 旧 | |
| 自由民主党秋田市支部 | 代 表 者 | 鎌 田 修 悦 | 赤 坂 光 一 | 平成24年2月6日 |
| | 会 計 責 任 者 | 熊 谷 重 隆 | 工 藤 四 郎 | |
| 自由民主党秋田県秋田市第五支部 | 会 計 責 任 者 | 遠 藤 一 記 | 三 浦 智 | 平成24年2月20日 |

2 その他の政治団体

| 政治団体の名称 | 異動事項 | 内 容 | | 届出年月日 |
|---------|-----------|---------|---------|-----------|
| | | 新 | 旧 | |
| 春秋フォーラム | 会 計 責 任 者 | 小笠原 金 雄 | 布 谷 賢 | 平成24年2月6日 |
| 秋田商工政和会 | 会 計 責 任 者 | 田 口 幹 夫 | 白 根 次 男 | 平成24年2月9日 |

| | | | | |
|-------------|------------|---------------|-----------------|------------|
| 雄勝地区大関衛後援会 | 主たる事務所の所在地 | 湯沢市下院内字新馬場158 | 湯沢市小野字曾利田1-6 | 平成24年2月13日 |
| | 代表者 | 栗山晃英 | 木村剛 | |
| 秋田県獣医師政治連盟 | 会計責任者 | 志村統 | 佐藤林治 | 平成24年2月14日 |
| 米塚かつみ後援会 | 主たる事務所の所在地 | 秋田市添川字添川141 | 秋田市添川字境内川原205-1 | 平成24年2月20日 |
| 鈴木斌次郎後援会 | 代表者 | 安田秀男 | 鈴木礼一 | 平成24年2月21日 |
| 中田満後援会 | 主たる事務所の所在地 | 能代市万町1-10 | 能代市柳町1-1 | 平成24年2月21日 |
| 石川ひとみと共に歩む会 | 代表者 | 宇佐美洋二郎 | 今井節子 | 平成24年2月22日 |
| 能登祐一の会 | 代表者 | 庄内豊 | 佐藤長俊 | 平成24年2月22日 |
| 福原淳嗣後援会 | 主たる事務所の所在地 | 大館市柄沢字狐台2番46号 | 大館市幸町2番26号 | 平成24年2月22日 |
| 幸福実現党秋田後援会 | 会計責任者 | 小西学 | 鶴田裕貴博 | 平成24年2月24日 |
| かまた修悦後援会 | 会計責任者 | 遠藤一記 | 三浦智 | 平成24年2月27日 |
| JAM秋田政治連盟 | 代表者 | 伊藤勉 | 大野正雄 | 平成24年2月29日 |
| | 会計責任者 | 畑中善弘 | 伊藤勉 | |

秋選管告示第35号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、平成24年2月1日から同月29日までの間に次の政治団体から解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、告示する。

平成24年3月23日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

1 その他の政治団体

| 政治団体の名称 | 代表者氏名 | 解散年月日 | 届出年月日 |
|--------------|-------|-------------|------------|
| 小塚光子後援会 | 加賀谷 誠 | 平成24年2月2日 | 平成24年2月7日 |
| 藤原要司後援会 | 高橋 昭作 | 平成24年2月15日 | 平成24年2月16日 |
| 畠山たみこ後援会 | 松橋 三郎 | 平成23年12月31日 | 平成24年2月17日 |
| 寺田典城大曲・仙北後援会 | 阿部 三琅 | 平成24年2月23日 | 平成24年2月23日 |
| 今野勇一後援会 | 今野 義孝 | 平成24年2月25日 | 平成24年2月28日 |

秋選管告示第36号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を公表する。

平成24年3月23日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

I 種類 政治資金規正法第17条第1項の規定による報告書

II 報告書の要旨

(平成23年分)

1 収入及び支出のない団体

(1) その他の政治団体

| 政治団体の名称 | 報告年月日 |
|----------|------------|
| 畠山たみこ後援会 | 平成24年2月17日 |

秋選管告示第37号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、法第19条の2第1項の規定に基づき、告示する。

平成24年3月23日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

| 資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名 | 公職の種類 | 資金管理団体の名称 | 異動事項 | 内 容 | | 届出年月日 |
|--------------------------|-------|-----------|----------------|-------------------|----------------|------------|
| | | | | 新 | 旧 | |
| 福 原 淳 嗣 | 大館市長 | 福原淳嗣後援会 | 主たる事務所 の所在地 | 大館市柄沢字狐 台2番46号 | 大館市幸町2番 26号 | 平成24年2月22日 |

秋選管告示第38号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を公表する。

平成24年3月23日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

I 種類 平成24年2月29日まで提出された政治資金規正法第12条第1項の規定による報告書

II 報告書の要旨

(平成18年分)

1 収入及び支出のない団体

(1) その他の政治団体

| 政治団体の名称 | 報告年月日 |
|---------|------------|
| 藤原要司後援会 | 平成24年2月16日 |

(平成19年分)

1 収入及び支出のない団体

(1) その他の政治団体

| 政治団体の名称 | 報告年月日 |
|---------|------------|
| 藤原要司後援会 | 平成24年2月16日 |

(平成20年分)

1 収入及び支出のない団体

(1) その他の政治団体

| 政治団体の名称 | 報告年月日 |
|---------|------------|
| 藤原要司後援会 | 平成24年2月16日 |

(平成21年分)

1 収入及び支出のない団体

(1) その他の政治団体

| 政治団体の名称 | 報告年月日 |
|---------|------------|
| 藤原要司後援会 | 平成24年2月16日 |

(平成22年分)

1 収入及び支出のない団体

(1) その他の政治団体

| 政治団体の名称 | 報告年月日 |
|---------|------------|
| 藤原要司後援会 | 平成24年2月16日 |

| | | |
|-------|----------------|--|
| 発 行 者 | 秋 田 県 | 秋田市山王四丁目1番1号 |
| 購読料金 | 一ヶ月3,675円(税込み) | |
| 印 刷 所 | 株式会社 松原印刷社 | 秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/ |
| 印 刷 者 | 松 原 巧 | 秋田市山王七丁目5番29号 |